平成２９年（フ）第９１８８号
東京都中央区日本橋浜町３丁目29―５―303
債務者　中村恵里沙
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１９５号
東京都足立区中川１丁目20―３―1104
債務者　宇田　美幸（旧姓小竹）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１９６号
東京都葛飾区青戸４丁目１―19―604
債務者　福田　健治
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２００号
東京都葛飾区金町３丁目２―６―105
債務者　高橋　真彩
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０１号
東京都北区浮間１丁目14―11―502
債務者　岡田貴子こと　韓　　貴順
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０２号
東京都渋谷区本町４丁目48―２―101
債務者　岩下　嘉仁
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０３号
東京都渋谷区本町４丁目48―２―101
債務者　岩下　康子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０７号
東京都江東区永代１丁目２―１―1302
債務者　吉田真理子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２０９号
東京都江戸川区東葛西４丁目40―３―102
債務者　細井　一夫
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１４号
東京都新宿区大京町３―３―103
債務者　岡部美佐子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１５号
東京都港区麻布十番２丁目16―５―804
債務者　勝又　友久
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１６号
東京都足立区関原３丁目27―18
債務者　豊田　充子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１９号
東京都町田市鶴間３丁目13―22　レブローテ南町田　Ａ―102
債務者　久保田まさ江
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２２号
東京都杉並区和田３丁目18―７―313
債務者　杉山　進也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２３０号
東京都練馬区貫井５丁目12―８―103
債務者　狩野　耕平（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部